

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 25 年 12 月 5 日(木)午後 1 時 30 分から午後 3 時 06 分

2. 開催場所 辰野町役場2階第6会議室

3. 出席委員(14 人)

会長	1 番	尾坂 壽夫
委員	3 番	三浦 淳
	4 番	上島 貞章
	5 番	中村 智子
	7 番	下田 節子
	8 番	野澤 修一
	9 番	根橋 英男
	10 番	根橋 鉄雄
	11 番	竹淵 光雄
	12 番	宇治 昭三郎
	13 番	有賀 勝英
	14 番	宮原 光平
	15 番	小澤 浩矩
	16 番	栞澤 幸雄

4. 欠席委員

会長職務代理者	2 番	赤羽 則子
	6 番	足助 聰美

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 非農地の承認について

報告事項 専決事項について

(1)11 月許可決定の4条2件、5 条4件については、
長野県農業会議から 11 月 15 日付で許可相当の
意見答申があったので、許可指令書を交付した

(2)地籍調査による地目認定について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 飯澤 誠
事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 足助 和実
書記 役場産業振興課農政係専門員 千田 茜

7. 会議の概要

(開会)

<尾坂会長>

どうも皆さん、こんにちは。12月に入りまして、朝夕はめっきり寒くなってまいりましたが、日中はおかげさまで10度前後まであがりまして、過ごしやしかなのと思いますが、寒暖の差が激しくなっておりますので、体には十分気をつけていただきたいなと思います。今日は今年最後の総会でございますのでよろしくお祈りいたします。先月の末には農業委員会といたしまして大イベントでありました味噌作りが誠に好天の中で盛大にできまして本当にうれしく思っているところでございます。事前の準備から2日間に及ぶ味噌作り、皆さん方のご協力本当すばらしかった、いい味噌ができたと思っておりますので、大変ご苦労様でございました、ありがとうございました。これからもこのような形で進めていきたいと思っておりますのでよろしくお祈りいたします。それから先ほどもお話ありました赤羽代理でございますが、手術したそうございまして、11月末に退院し家での静養ということでございますので先ほどお話のありましたとおり、今日はお休みさせていただくとそのようなことでございますが、皆さんによろしくということでございましたのでお伝えしたいと思っております。また、委員会として代表して私お見舞いに行ってきましたのでこの席を借りてご報告申し上げたいと思っております。今日は盛りだくさんというか、いろいろあると思いますが、皆さん方にはご審議よろしくお祈り申し上げまして簡単ではございますが挨拶といたします。よろしくお祈りいたします。

それでは、3番の議事録の署名人の指名でございますが、5番の中村委員、7番の下田委員さん、よろしくお祈りいたします。

それでは4番の議事に入りたいと思っております。議案第1号の農地法の規程に基づく許可について事務局より説明お祈りいたします。

【議案第1号、3条の規定による許可について、1番朗読】

<足助事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。

大字伊那富…番地にお住まいのAさん所有の、大字伊那富字山口…、地目は畑、面積330㎡を、大字伊那富…にお住まいのBさんが取得するものです。譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農

地取得後の農業経営面積は61aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、上島委員と宮原委員から意見書をいただいています。

<尾坂会長>

それでは現地を確認しました上島委員のほうから説明をお願いしたいと思います。

<4番上島委員>

どうもお疲れ様です。4番上島が報告いたします。先日、11月20日の日に行政書士から申請がありまして、申請内容はただいま事務局のほうで報告くださったとおりでございます。21日に宮原委員と竹淵委員と私三人で現地確認しました。(場所の説明)境界の杭等もきちんとしてありますし、また、トラクターですでに耕してありすぐに農地として利用できる状態でもありましたし、譲受の方のBさんの方の条件も満たしておりまして、問題ないと判断し了解いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

<尾坂会長>

はい、どうもありがとうございました。ただいま上島委員の方からご説明がございました。ご質問等ございましたら、ご意見等ございましたら。(「異議なし」の声)異議なしということでございますので、この件につきまして許可することにいたします。どうもありがとうございました。次に5条をお願いします。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1番朗読】

<足助事務局次長>

それでは5条であります。

1番、所有権の移転でございます。

大字伊那富…番地にお住まいのAさんが所有いたします、大字伊那富字上原…、地目は畑、面積172㎡を、岡谷市塚間町一丁目..番..号…にお住まいのBさんが取得し住宅を新築するための申請でございます。譲渡人は高齢となり耕作が困難となったため申請地の譲渡を希望、また譲受人は岡谷市のアパートに家族と暮らしておりますが手狭となったため両親の住む実家の隣接である申請地を取得し住宅を新築する計画です。申請地は第2種中高層住居専用地域の用途地域内ですので、農地法第

5条第2項第1号口の(1)の第3種農地にあたり原則許可で問題ないと判断いたしました。この件につきましては宮原委員、竹淵委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

それでは現地を見ました宮原委員の方から説明をお願いいたします。

<14番宮原委員>

はい、それでは14番宮原が報告いたします。11月20日の日に竹淵、上島、宮原、三名で立会いをいたしました。(場所の説明)境界は北と西は住宅が建っておりまして、コンクリート壁がしっかりとできていてはっきりしていると、それと町道に面していて上下水道ともに完備されているということで確認をいたしましたところ問題ないだろうという結論を出してきたわけでありましてけれども本会議においてご審議をお願いいたします。

<尾坂会長>

はい、どうもありがとうございました。ただいまご説明のあったとおりでございます、この土地、この件につきましての、ご意見質問等ございましたらお願いいたします。「なし」の声は、異議なしという声でございますので、この件につきましても許可することといたします。どうもありがとうございました。次に、つづきまして議案第2号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について、事務局より説明をお願いいたします。

【農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<足助事務局次長>

利用権の設定であります。詳細につきましては5ページにあります一覧表の通りでございます。今月は2件、4筆、面積は6540㎡です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますのでお願いします。

<尾坂会長>

ただいま事務局より説明のありましたとおり、利用権の設定をしたいということですのでこのようなことをご承知おきおしいたいということでございます。何か質問等ございましたら、ご意見、お聞きしたいと思います。(意見等なし)ご意見等ございませんのでこのように決定したということでございますのでよろしくおしいたいと思います。続きまして議案第3号非農地の承認について、よろしくおしいたいと思います。

【非農地の承認について1番朗読】

非農地証明書の交付申請でございます。大字小野…にお住まいのAさんから、大字小野字きり山…、登記地目は畑、16㎡について申請がありました。理由としまして、申請地は小野駅前から約100メートル西の町道沿いで昭和55年2月新築の食堂店舗兼住宅の入り口で通路および駐車場として使用している貸地であります。地籍調査により宅地となるところですがいつになるか不明であるため申請されたものです。課税も当初から宅地となっておりまた、農地に復元するのは容易ではなく農地として利用される可能性もないことから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われまます。この件につきましては、小澤委員、宇治委員が現地を確認しております。

<尾坂会長>

では現地を見ました小澤委員から説明をお願いいたします。

<15番小澤委員>

15番の小澤です。司法書士のほうから連絡がありまして、先ほど事務局の方から説明していただいたとおりで、特別問題がないかと思いますのでご審議のほどお願いいたします。

<尾坂会長>

はい、どうもありがとうございました。非常に、面積的には16㎡ということ、宅地に囲まれた土地が登記上畑になっているということですね。この件につきましてご質問、ご意見等ございましたら。図面を見ましても本当に道の間のところでございますので農地としては…(「異議なし」の声)異議なしということでございますのでこの件につきましても(非農地として)証明したいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。続きまして報告事項、専決事項についてと地籍調査による地目認定について、お願いしたいと思います。

報告事項

<足助事務局次長>

それでは報告事項ということで、まず専決事項ということでお願いしたいと思います、11月許可決定の4条2件、5条4件につきましては、長野県農業会議から11月15日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。

それから(2)の、先月議案として提出しました、地籍調査による地目認定については、地区の農業委員さんの方から報告をお願いしたいと思います。

<12番宇治委員>

12番宇治のほうからご報告申し上げます。地籍は雨沢地籍になりますけれども、(場所の説明)…-と..まではすべて原野山林になっていまして、とても農地というところではございません。ご報告申し上げます。それから、1-3は地目的には実質的には雑種地となっていますがこれは畑ですね、作物が作ってありました。ですからここは畑でいいんじゃないかなという風に思います。それからですね、…ですね、ここは雨沢にバイパスというか大きな道路ができてその道路の一部になっておりましてもう道になっております。1箇所ですね、国道と線路の間、地番は…これは原野ですね、これも畑になるようなところではございません、狭いしですね、現状どおりでございます。それから…ですがここは宅地になっていますが空き地になっていました、垣根が植えてありますが問題ないと思います。それから…これは家が建っておりまして、宅地になっておりますが前は庭になっているということで問題ないと思います。それから…それから…、これは…は皆さん知っているかと思いますがAになっておりまして宅地になっております。それからそのちょっと南になりますけれどもこれが空き地になっていますけれども宅地には問題ないという風に思います。簡単ですが以上でございます。

<尾坂会長>

ただ今説明がございました。地籍調査をした結果田んぼや畑が宅地やら山林になっているということでいいですね。それで今回そういう形でもって認めたいということと、確認をしてもらった結果やむをえないのではないかとということでございます。

<千田書記>

ただ今ご報告いただいたことについて、1筆だけ農地ということでもありますので、それは農地ということで後ほかの地目については地籍調査の調査結果どおりということで原状回復命令は発せられる見通しはないということで、このまま地籍調査の結果どおりの地目にしてもよいという回答書を会長名で出させていただきます。その写しについては来月こういふことで回答しましたということで皆さんに報告したいと思います。

<尾坂会長>

ただ今事務局から説明がありましたとおり、1筆だけは畑になると、その他につきましては地籍調査に基づいた結果で認めていこうということでございますので、皆様方、こ

れについてご意見等ありましたらよろしくお願ひいたします。(なし)では今報告あったとおひそういう形でもって地目変更を認定したいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。それでは5番のその他について、事務局説明お願ひいたします。

その他

○平成25年度農業功績者表彰・農業名人認定候補者の推薦について
候補者決定せず。12月16日(月)、会長・代理・正副部長・事務局で集まり検討することになった。

○その他

(1) 今後の日程

- ・長野県農村女性フェスティバル(12月19日(木)、長野市)
下田委員・中村委員・千田出席予定
- ・平成25年度農業委員会活動活性化セミナー
(平成26年1月21日(火)長野市)
全委員出席予定

(2) 農地基本台帳および農業委員会委員選挙人名簿登載申請書について

配布・回収の説明および選挙人名簿搭載申請書の審査内容について説明、詳細な説明については1月委員会および審査日に行う。

☆農業委員会による審査(平成26年1月21日(火))

活性化セミナーの日の午前中に審査を行う。また、セミナーから帰町後、新年会。

(3) その他

委員報酬・新聞・年金・広報について

☆委員報酬の明細書がわからない。⇒内容検討。

会議等の出席報告

- ・11/27 女性農業委員の会上伊那支部視察研修会(中村委員)
- ・12/2 農年推進協上伊那支部研修会(宮原委員)

味噌づくり事業の使用料等について

☆金額未決、有賀委員が後日決定することに。

○次回委員会開催日 平成26年1月7日(火)午後1時30分から 第2会議室

(閉会)

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印